

2010(平成22)年7月27日

株式会社レック

代表取締役 高橋 泉 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

〒655-0022 神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

電話 078-361-7201 FAX 078-361-7228

URL <http://hyogo-c-net.com>

[本件に関する連絡先]

みのり法律事務所 弁護士 北村 純子

電話 078-366-0865 FAX 078-366-0841



## 再 申 入 書

当法人からの平成21年10月27日付申入書記載の申入事項に対する対応として、貴社より平成21年11月27日付、平成22年3月31日付及び同年5月10日付各回答書を拝受しました。

これら回答書により、貴社の会員会則中、解約しうる事由を定めた条項については、限定を設けることなく契約者の申し出により解約を行うことができるとの条項に改訂され、さらに、改訂後の条項は、将来の契約者だけでなく全ての既契約者に適用されるとの回答をいただきました。このようなご対応をしていただきましたことにつき、御礼申し上げます。

また、解約の際の控除額につきましても、契約金額の5割控除から契約金額の2割控除に改訂される旨のご回答をいただきました。しかしながら、一定の減額はされましたものの、貴社の契約金額は30万円コースの場合31万5000円(税込)でありますところ、解約時に契約金額の2割を控除するというのでは、改訂後の条項も、解除に伴い生じる平均的な損害の額を超える損害賠償額を定めるものとして、また、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、いまだ消費者契約法9条1号及び10条により無効となるものと考えます。

したがって、当法人は貴社に対し、再度ご検討されることを求めます。

また、貴社は、サービスを一部使用している場合の清算について、会員サービス利用にかかる負担額を一般利用者価格に換算して清算する予定であるとされています。しかし、外国語会話教室の受講契約の解除に伴う受講料の清算に関する事案につき、最高裁平成19年4月3日判決は、契約時単価によって算定されると解するのが自然というべきである、本件解除の際の提供済役務対価相当額は契約時単価によって算定された本件使用済ポイントの対価額と認めるのが相当である、と判示しました。貴社におかれましても、最高裁平成19年4月3日判決、及び消費者契約法の趣旨にかんがみ、契約時単価、すなわち会員価格によって清算されるご対応をいただきたく申し入れます。

なお、貴社の契約の法的性質につき、貴社は権利の売買契約であると主張されていますが、前記当法人の申入書に記載のとおり、貴社と会員との契約は、請負、準委任、あるいはこれらに類する無名契約であって、理由のいかんを問わず解除することができるものである（民法641条、651条、656条）ことを再度指摘いたします。

以上のとおり、当法人は貴社に対し、再度ご検討されることを求めます。

以上